

資 料

（研究開発減税・投資減税関係）

増加試験研究費等の税額控除制度

< 1. 増加試験研究費の税額控除制度 >

適用年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合（前期、前々期の試験研究費を超える場合に限る。）には、比較試験研究費の額を超える額の15%相当額を法人税額から控除することができる。

〔税額控除限度額の計算〕

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{適用年度の} \\ \text{試験研究費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{比較試験} \\ \text{研究費の額} \end{array} \right\} \times 15\%$$

（注）比較試験研究費の額…適用年度の開始の日前5年以内に開始した事業年度（比較事業年度）の試験研究費の額のうち多い方から3期分の平均額

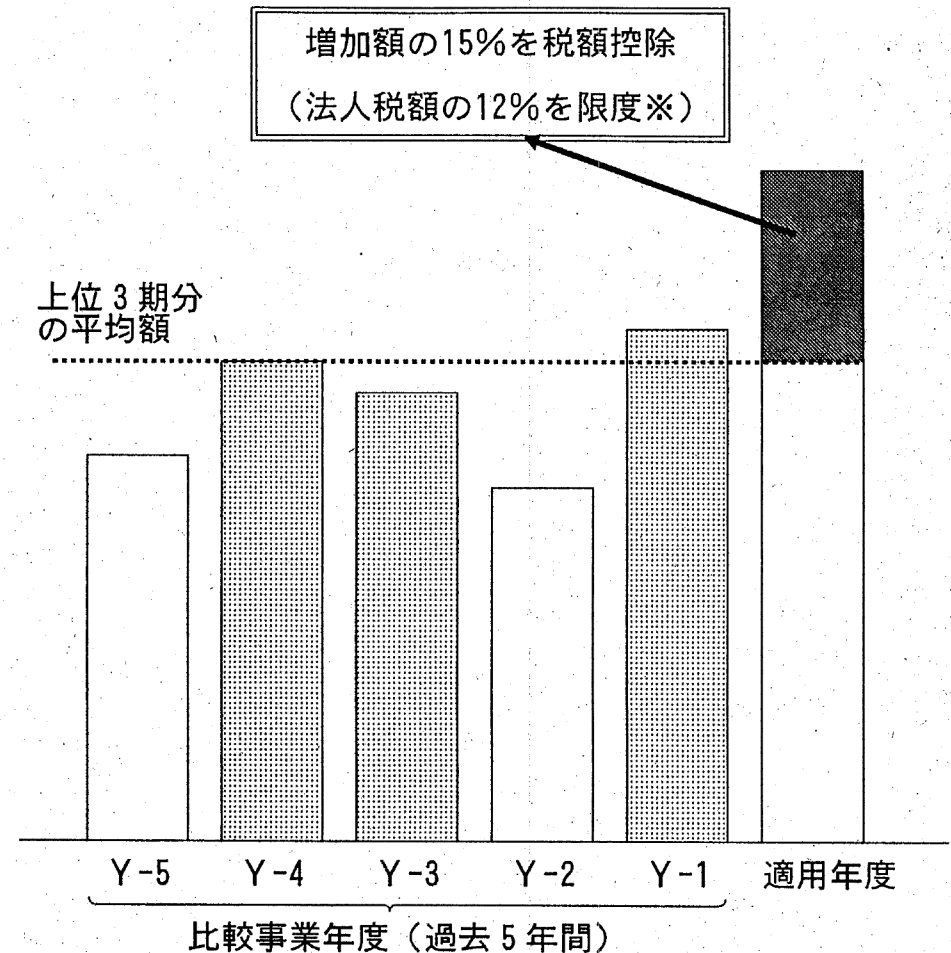
〔適用期間〕昭和42年6月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度

< 2. 中小企業の試験研究費の税額控除制度 >

中小企業者等が支出した試験研究費について、上記1の適用に代えて、試験研究費の10%の税額控除が認められる。

〔適用期間〕昭和60年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度

○ 増加試験研究税制の仕組み



※ 特別試験研究費がある場合には、その15%相当額を加算。
但し、法人税額の14%相当額を限度。

主要国の主な研究開発関連税制の比較（未定稿）

日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
○増加試験研究費等の税額控除 ①適用年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合（注1）にその比較試験研究費を超える金額の15%（当期の税額の12%を限度とする（注2）。）の税額控除 ②中小企業者等は、当期の試験研究費の額の10%（注3）の税額控除（当期の税額の15%を限度）	○試験研究費の税額控除 ①当期の試験研究費のうち基準額（注4）を超える額の20%を税額控除 ※上記に代えて、[当期の試験研究費／直前4課税年度の平均総収入]の比率に応じて、試験研究費の2.65%～3.75%の税額控除を選択することができる（注5）。 ②試験研究費の一部である大学や科学研究機関等への基礎研究費支払額については、一定額を控除の上、20%を税額控除可能 （2004年6月までの措置）	○試験研究設備等特別償却 - 研究開発用の建物や機械・設備等（土地を除く。）の購入費用の初年度100%償却 ○試験研究費の損金算入の特例 - 適格試験研究費を年25,000ポンド（468万円）以上支出した中小法人は、その150%（大法人は125%）を損金算入 ※1ポンド＝187円で換算	※税制上の研究開発関連特別措置は、存在しない。	○増加試験研究費の税額控除制度 過去2年間の試験研究費の平均（消費者物価上昇率に従い再評価後のもの）に対する当期の試験研究費増加額の50%を税額控除

- （注）1. 前期、前々期の試験研究費の額を超える場合に限る。なお、比較試験研究費とは、適用年度の開始の日前5年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額のうち多い方から3期分の平均額をいう。
2. 特別試験研究費（国内や国外の試験研究機関との共同研究等に係る費用をいう。）の額がある場合には、その支出額の15%を加算した金額と当期の税額の14%のいずれか少ない金額を限度とする。
3. 平成10年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度については、経済対策として、税額控除率が上乘せ（6%→10%）されている。
4. 基準額 = 直前4課税年度平均年間総収入 $\times \frac{84\sim 88\text{年の試験研究費}}{84\sim 88\text{年の総収入}}$
5. この選択は継続適用が要求される。また、1996年以降の最初の課税年度にこの選択を行わない場合、その後の年度において選択することはできない。
6. 研究開発関連税制による減収額については、米国：33.1億ドル（2000年度、上記措置のほか会計上の償却方法の選択に基づく減収分16.8億ドルを含む。）、英国：5.5億ポンド（平年度化後・2003年度見込み）とされている。英国については、試験研究設備等特別償却によるものを含まない。